



令和元年第12回総会

会 議 録

期 日 令和元年12月26日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

## 第12回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日    令和元年12月26日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 9	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 0	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	5 1	農地法第3条許可申請について
5	5 2	農地法第5条許可申請について
6	5 3	農用地利用集積計画の調整について
7	5 4	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月26日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について                      日程第1号
		5. 議案上程                              日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
	2番	原 田 克 子	農業委員
	3番	俵積田 広 昭	農業委員
	4番	眞 茅 文 男	農業委員
	5番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6番	水 野 正 子	農業委員
	7番	楠 義 文	農業委員
	8番	天 達 範 隆	農業委員
	9番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	10番	畑 野 真 人	農業委員
	11番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

1番 沖 園 強 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一  
主幹兼農地係長 永 江 靖 博  
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 令和元年第12回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。5番鮫島裕次委員、11番篠原正委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第49号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号43号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号44号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号45号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号46号は利用権種類変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、県地域振興公社、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。令和2年1月31日に賃貸借の利用権を解約し、2月1日から使用貸借による利用権を設定しようとするものです。

内訳につきましては、畑が11筆で13,902㎡です。

以上は、農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号43号か

ら46号までの4件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第50号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号〇〇地区26号、〇〇〇〇さんは経営類型、その他、いも類・露地野菜の認定新規就農者で経営面積は70aです。農業労働力は2名です。

〇〇さんは、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請です。整理番号8号。

整理番号8号の申請地は、清水町〇〇番、畑、556㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、84歳、平田町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、税理士兼農業、59歳、平田町にお住まいです。

譲渡人は譲受人の母です。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

整理番号8号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号8号の申請地については6、7ページに掲載しております。

申請地〇〇番は、薙山基盤整備地区内にあり、清水町の茅野土木より、西側〇〇mに位置します。

整理番号8号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などを

みても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。  
整理番号8号について、鮫島委員お願いいたします。

5番（鮫島委員） 整理番号8号について報告いたします。

12月16日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は平田町に居住しており、税理士兼農業で、休業日を利用して、米、みかん等を栽培しています。

譲渡人は譲受人の母であります。

申請地の位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東及び西側は畑、北側は国道、南側は道路です。

なお、隣接する〇〇番は一体利用するにあたり、利用権設定を手続き中です。

取得後は、キャベツ畑として隣接する土地と一体になった営農を行う計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号8号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、使用貸借権の設定が1件です。  
整理番号40号。

整理番号40号の申請地は大塚中町〇〇、畑、227㎡外1筆、合計497㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、介護士、〇〇〇〇さん、介護士です。

貸人は〇〇〇〇さん、農業です。

貸人は借人の父です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいなので、父所有の土地を借りて、居宅を新築し移転したいため。」とのこと。

申請地は、10、11ページに掲載しております。

大塚公民館より西側〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は497㎡で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、2筆の土地を4筆に分筆し、申請地を一般住宅として、貸付けるものであります。造成にあたっては、50cmの盛土を行い、農地境界にはブロック積み及び擁壁を施します。

建物は高さ5mであり、農地境界より2m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号40号について、俵積田広昭委員お願いいたします。

3番（俵積田広昭委員） 整理番号40号について報告いたします。

12月17日に、鮫島農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の父である〇〇〇〇さんです。

40号の申請地は、説明にありましたとおり大塚中町に位置する集団的な農地で、現在は保全管理されてあります。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は分筆された農地及び市道、西側は市道、東側は花きハウス、西側は畑でネギが栽培されていました。

50cmの盛土を行いますが、境界にブロック積み及び擁壁を施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、境界より2m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、北側市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も合併浄化槽で処理後、北側市道側溝に排水する予定です。

なお、分筆し農地として残る部分は、菜園畑として利用するとのことです。

また、菜園利用の敷地や南側農地境界に、一部土砂流出が見られている部分については、十分な土留め対策を行うように指導したところです。

また、花き栽培用の重油タンクがそのまま残されており、管理者に撤去依頼するように申し伝えたところです。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号40号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に訂正をお願いいたします。13ページ、14ページを誤って製本しているようです。議案第53号については、12ページと14ページをごらんいただきたいと思っております。

日程第6号議案第53号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は12ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号166号から177-2号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外11名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外17名で、設定面積は、田が3筆の1,781㎡、畑が21筆の17,032㎡、樹園地が8筆の13,161㎡です。

続きまして、所有権移転です。

整理番号20号、21号とも譲受人は、茅野町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。

20号の譲渡人は、下松町にお住いの〇〇〇〇さん、移転面積は2筆で1,745㎡です。

21号の譲渡人は、鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さんで、移転面積は、1,382㎡です。

整理番号22号、譲渡人は白沢東町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢東町の(株)〇〇〇〇で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は、791㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号166号から177の2号まで、並びに所有権移転の整理番号20号から22号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。



よって、議案第53号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第53号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号議案第54号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをごらんください。

先日、全国農業会議所及び鹿児島県農業会議より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応についての依頼がございました。

依頼の趣旨は、農地転用手続に係る不祥事が発生したことを踏まえ、すべての農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を農業委員会の総会において実施すること、また、申し合わせ決議や注意喚起の内容を総会議事録に残すこととなっております。

このことから、本市農業委員会においても、農地制度の厳正な執行を徹底し、綱紀の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行おうとするものです。

決議内容につきましては、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月26日 枕崎市農業委員会。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり

り決議することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時50分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 鮫島 裕次 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 篠原 正 \_\_\_\_\_